

「保育士過去問ここだけ丸暗記（改訂第4版）」正誤表

第1刷

書籍の内容に誤りのあったことを、本書をお買いあげいただいた読者の皆様および関係者の方々に謹んでおわびいたします。

(2025年11月20日更新分)

修正情報を緑色*でお示しいたします。修正情報は、誤植・法改正による更新情報などを含みます。

(*修正箇所が赤字の場合は紫色にします)

第1章 保育原理

P.19

頁	誤		
P.19 表	<table><tr><td>1900年 (明治33)</td><td>二葉幼稚園開設 野口幽香と森島峰が開設。乳幼児の保育も行っていたので、1926年（大正15）に「二葉保育園」と改称</td></tr></table>	1900年 (明治33)	二葉幼稚園開設 野口幽香 と 森島峰 が開設。乳幼児の保育も行っていたので、1926年（大正15）に「 二葉保育園 」と改称
	1900年 (明治33)	二葉幼稚園開設 野口幽香 と 森島峰 が開設。乳幼児の保育も行っていたので、1926年（大正15）に「 二葉保育園 」と改称	
	正		
<table><tr><td>1900年 (明治33)</td><td>二葉幼稚園開設 野口幽香と森島峰が開設。乳幼児の保育も行っていたので、1916年（大正5）に「二葉保育園」と改称</td></tr></table>	1900年 (明治33)	二葉幼稚園開設 野口幽香 と 森島峰 が開設。乳幼児の保育も行っていたので、1916年（大正5）に「 二葉保育園 」と改称	
1900年 (明治33)	二葉幼稚園開設 野口幽香 と 森島峰 が開設。乳幼児の保育も行っていたので、1916年（大正5）に「 二葉保育園 」と改称		

〈参考〉 <https://www.futaba-yuka.or.jp/history/>

P.22

頁	誤													
P.22 2つ目の表	<table><tr><td rowspan="6">職員 (第 33 条)</td><td colspan="2">保育所には、保育士*、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する施設では、調理員は不要）</td></tr><tr><td colspan="2">* 保育所に配置する保育士の数</td></tr><tr><td>乳児</td><td>おおむね3人につき 1人以上</td></tr><tr><td>1 歳以上 3 歳未満の幼児</td><td>おおむね6人につき 1人以上</td></tr><tr><td>3 歳以上 4 歳未満の幼児</td><td>おおむね20人につき 1人以上</td></tr><tr><td>4 歳以上の幼児</td><td>おおむね30人につき 1人以上</td></tr></table>	職員 (第 33 条)	保育所には、 保育士* 、 嘱託医 及び 調理員 を置かなければならない（調理業務の全部を委託する施設では、調理員は不要）		* 保育所に配置する保育士の数		乳児	おおむね 3人 につき 1人以上	1 歳以上 3 歳未満の幼児	おおむね 6人 につき 1人以上	3 歳以上 4 歳未満の幼児	おおむね 20人 につき 1人以上	4 歳以上の幼児	おおむね 30人 につき 1人以上
職員 (第 33 条)	保育所には、 保育士* 、 嘱託医 及び 調理員 を置かなければならない（調理業務の全部を委託する施設では、調理員は不要）													
	* 保育所に配置する保育士の数													
	乳児		おおむね 3人 につき 1人以上											
	1 歳以上 3 歳未満の幼児		おおむね 6人 につき 1人以上											
	3 歳以上 4 歳未満の幼児		おおむね 20人 につき 1人以上											
	4 歳以上の幼児	おおむね 30人 につき 1人以上												

正		
職員 (第 33 条)	保育所には、 保育士* 、 嘱託医 及び 調理員 を置かなければならない（調理業務の全部を委託する施設では、調理員は不要）	
	* 保育所に配置する保育士の数	
	乳児	おおむね 3人 につき1人以上
	1 歳以上 3 歳未満の幼児	おおむね 6人 につき1人以上
	3 歳以上 4 歳未満の幼児	おおむね 15人 につき1人以上
	4 歳以上の幼児	おおむね 25人 につき1人以上

〈参考〉

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（令和7年4月1日施行）

第33条第2項（令和6年4月1日施行により改正）

https://laws.e-gov.go.jp/law/323M40000100063/#Mp-Ch_5

第3章 社会的養護

P.64

頁	誤
P.64 「 ■児童養護施設 」 表の上	（施設数 610 か所、現員 23,008 人：令和4年3月末現在）
	正
	（施設数 607 か所、現員 22,162 人：令和 6 年3月末現在）

頁	誤
P.64 「 ■乳児院 」 表の上	（施設数 145 か所、現員 2,351 人：令和4年3月末現在）
	正
	（施設数 147 か所、現員 2,316 人：令和 6 年3月末現在）
「④職員」の4行目	誤
	〈 看護師の配置人数 （一部を 児童相談員・保育士 に代えられる）〉
	正
	〈 看護師の配置人数 （一部を 児童指導員・保育士 に代えられる）〉

頁	誤
P.64 「 ■児童心理治療施設 」 表の上	（施設数 53 か所、現員 1,343 人：令和4年3月末現在）
	正
	（施設数 53 か所、現員 1,287 人：令和 6 年3月末現在）

頁	誤
P.64 「 ■ 児童自立支援施設」 表の上	(施設数 58 か所、現員 1,162 人：令和3年 10 月 1 日現在)
	正
	(施設数 58 か所、現員 1,130 人：令和6年 10 月 1 日現在)

頁	誤
P.64 「 ■ 母子生活支援施設」 表の上	(施設数 215 か所、現員 3,135 世帯：令和4年3月末現在)
	正
	(施設数 205 か所、現員 3,212 世帯：令和6年3月末現在)

〈参考〉下記資料の P.5

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf

第4章 子ども家庭福祉

P.79

頁	誤		
P.79 表	<table><tr><td>石井亮一 (1867 ～1937)</td><td>濃尾地震の被災孤児（女子）が人身売買の被害を受けていることを知り、21 名を保護。明治 24 年「聖三一孤女学院」を設立。孤女のなかに知的障害の子どもがいたことから、障害児教育を学ぶためアメリカに渡る。明治 30 年、孤女学園を知的障害児の専門施設滝乃川学園（日本初の知的障害児施設）とした</td></tr></table>	石井亮一 (1867 ～1937)	濃尾地震の被災孤児（女子）が人身売買の被害を受けていることを知り、21 名を保護。明治 24 年「 聖三一孤女学院 」を設立。孤女のなかに知的障害の子どもがいたことから、障害児教育を学ぶためアメリカに渡る。明治 30 年、孤女学園を知的障害児の専門施設 滝乃川学園 （日本初の知的障害児施設）とした
	石井亮一 (1867 ～1937)	濃尾地震の被災孤児（女子）が人身売買の被害を受けていることを知り、21 名を保護。明治 24 年「 聖三一孤女学院 」を設立。孤女のなかに知的障害の子どもがいたことから、障害児教育を学ぶためアメリカに渡る。明治 30 年、孤女学園を知的障害児の専門施設 滝乃川学園 （日本初の知的障害児施設）とした	
正			
	<table><tr><td>石井亮一 (1867 ～1937)</td><td>濃尾地震の被災孤児（女子）が人身売買の被害を受けていることを知り、21 名を保護。明治 24 年「聖三一孤女学院」を設立。孤女のなかに知的障害の子どもがいたことから、障害児教育を学ぶためアメリカに渡る。明治 30 年、孤女学院を知的障害児の専門施設滝乃川学園（日本初の知的障害児施設）とした</td></tr></table>	石井亮一 (1867 ～1937)	濃尾地震の被災孤児（女子）が人身売買の被害を受けていることを知り、21 名を保護。明治 24 年「 聖三一孤女学院 」を設立。孤女のなかに知的障害の子どもがいたことから、障害児教育を学ぶためアメリカに渡る。明治 30 年、孤女 学院 を知的障害児の専門施設 滝乃川学園 （日本初の知的障害児施設）とした
石井亮一 (1867 ～1937)	濃尾地震の被災孤児（女子）が人身売買の被害を受けていることを知り、21 名を保護。明治 24 年「 聖三一孤女学院 」を設立。孤女のなかに知的障害の子どもがいたことから、障害児教育を学ぶためアメリカに渡る。明治 30 年、孤女 学院 を知的障害児の専門施設 滝乃川学園 （日本初の知的障害児施設）とした		

〈参考〉 <https://www.takinogawagakuen.jp/about/philosophy/>

P.90

頁	誤
P.90 表	児童福祉司 ・都道府県知事の指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業するか、または都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 ・大学で心理・教育・社会学のいずれかを専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事した者 ・医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士のうち、いずれかの資格を持つ者 ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者のうち、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの
	正
	児童福祉司 ・都道府県知事の指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業するか、または都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 ・大学で心理・教育・社会学のいずれかを専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事した者 ・医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師のうち、いずれかの資格を持つ者 ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者のうち、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの

〈参考〉

児童福祉法第13条第3項第7号

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000164>

P.91

頁	誤
P.91 1つ目の表	■児童相談所設置市（令和5年10月1日現在） ・横須賀市、金沢市、明石市、奈良市（いずれも中核市） ・港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区（いずれも東京23区〔特別区〕）

	正
	■児童相談所設置市（令和7年4月1日現在） ・横須賀市、金沢市、豊中市、明石市、奈良市（いずれも中核市） ・港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区（いずれも東京23区〔特別区〕）

〈参考〉

児童福祉法施行令第45条の2

https://laws.e-gov.go.jp/law/323CO0000000074/#Mp-Ch_7

頁	誤						
P.91 2つ目の表	<table><tr><td>養育相談</td><td>保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談</td></tr><tr><td>保健相談</td><td>未熟児、疾患等に関する相談</td></tr><tr><td>障害相談</td><td>肢体不自由、視覚・聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談</td></tr></table>	養育相談	保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談	保健相談	未熟児、疾患等に関する相談	障害相談	肢体不自由、視覚・聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
	養育相談	保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談					
	保健相談	未熟児、疾患等に関する相談					
	障害相談	肢体不自由、視覚・聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談					
	正						
<table><tr><td>養育相談</td><td>保護者の家出、死亡、離婚、入院等による養育困難、児童虐待、養子縁組等に関する相談</td></tr><tr><td>保健相談</td><td>未熟児、虚弱児、疾患等に関する相談</td></tr><tr><td>障害相談</td><td>肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害等に関する相談</td></tr></table>	養育相談	保護者の家出、死亡、離婚、入院等による養育困難、児童虐待、養子縁組等に関する相談	保健相談	未熟児、虚弱児、疾患等に関する相談	障害相談	肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害等に関する相談	
養育相談	保護者の家出、死亡、離婚、入院等による養育困難、児童虐待、養子縁組等に関する相談						
保健相談	未熟児、虚弱児、疾患等に関する相談						
障害相談	肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害等に関する相談						

〈参考〉

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jicen/annai/soudan>

過去問 令和5年前期問7

頁	誤
P.91 2つ目の表 の下本文	●「令和3年度福祉行政報告例の概況」（2023〔令和5〕年 厚生労働省）によると、令和3年度中の児童相談所における相談の対応件数は571,961件となっている。種類別に見ると、養護相談が283,001件（49.5%）と最も多く、次いで障害相談203,619件（35.6%）、育成相談41,534件（7.3%）であった。
	正 ●「令和4年度福祉行政報告例の概況」（2024〔令和6〕年9月 厚生労働省）によると、令和4年度中の児童相談所における相談の対応件数は566,013件となっている。種類別に見ると、養護相談が292,119件（51.6%）と最も多く、次いで障害相談186,299件（32.9%）、育成相談40,161件（7.1%）であった。

頁	誤	
P.93 表	2020(令和2)年 新子育て 安心プラン 少子化社会対策大綱	希望する時期に結婚でき、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを基本的な目標とする。多様化する子育て家庭の様々なニーズにこたえるため、多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援を行うとしている（令和2年5月29日閣議決定）
	2022(令和4)年 こども基本法	日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。こども政策を総合的に推進するため、政府にこども大綱の策定を義務づけた。また、「こども」を心身の発達の過程にある者と定義している 〈「こども大綱」について〉 従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3つを一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくものとしている
	正	
	2020(令和2)年 少子化社会対策大綱	希望する時期に結婚でき、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを基本的な目標とする。多様化する子育て家庭の様々なニーズにこたえるため、多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援を行うとしている（令和2年5月29日閣議決定）
	2022(令和4)年 こども基本法	日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。こども施策を総合的に推進するため、政府にこども大綱の策定を義務づけた。また、「こども」を心身の発達の過程にある者と定義している 〈「こども大綱」について〉 従来の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱の3つを一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくものとしている

〈参考〉 こども基本法第1条、第2条第2項、第9条第1項・第3項

第5章 社会福祉

P.111

頁	誤	
P.111 1つ目の表	婦人相談所 (売春防止法)	都道府県に設置義務がある(指定都市は任意設置)。要保護女子(性行や環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生のほか、配偶者暴力相談支援センターの機能も担う
	正	
	女性相談支援センター (女性支援新法)	都道府県に設置義務がある(指定都市は任意設置)。前身は売春防止法で定めていた「婦人相談所」である。また、配偶者暴力防止法により配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられている

〈参考〉

女性支援新法(「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」)

第9条 配偶者暴力防止法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)第3条第1項

	誤	
P.111 2つ目の表	売春防止法	婦人保護施設: 要保護女子の収容保護
	正	
	女性支援新法	女性自立支援施設: 困難な問題を抱える女性の支援

〈参考〉 女性支援新法(「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」) 第12条

P.112

頁	誤	
P.112 表 「第11章 社会福祉事業」	事業の例	・ 児童福祉法・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ・ 老人福祉法・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ・ 障害者総合支援法・障害者支援施設 ・ 生活保護法・救護施設、更生施設、授産施設 ・ 売春防止法・婦人保護施設 ・ 社会福祉法・共同募金、生計困難者に資金を融通する事業

正	
事業の例	・児童福祉法・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ・老人福祉法・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ・障害者総合支援法・障害者支援施設 ・生活保護法・救護施設、更生施設、授産施設 ・女性支援新法・女性自立支援施設 ・社会福祉法・共同募金、生計困難者に資金を融通する事業

〈参考〉 社会福祉法 第2条第2項第6号 <https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045>

	誤
P.112	Q1 婦人相談所は、都道府県と市町村に設置が義務付けられている。
チャレンジ○	正
×問題	Q1 女性相談支援センターは、売春防止法に基づいて設置される。

本問の解答・解説は後述（P.132）

P.114

1.11.1

頁	誤						
P.114 表	<table><tr><td>婦人相談員</td><td>売春防止法に基づく。都道府県知事または市長が委嘱する。婦人相談所や福祉事務所に配置され、要保護女子の発見、相談、指導等のほか、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者など親密な関係にある（または関係にあった者）から振るわれる暴力）の被害者支援など一般女性に対する業務も行う</td></tr><tr><td>身体障害者福祉司</td><td>身体障害者福祉法に基づく。身体障害者更生相談所等に配置され、身体障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う</td></tr><tr><td>知的障害者福祉司</td><td>知的障害者福祉法に基づく。知的障害者更生相談所等に配置され、知的障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う</td></tr></table>	婦人相談員	売春防止法 に基づく。都道府県知事または市長が委嘱する。婦人相談所や福祉事務所に配置され、 要保護女子 の発見、相談、指導等のほか、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者など親密な関係にある（または関係にあった者）から振るわれる暴力）の 被害者支援 など一般女性に対する業務も行う	身体障害者福祉司	身体障害者福祉法 に基づく。身体障害者更生相談所等に配置され、身体障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う	知的障害者福祉司	知的障害者福祉法 に基づく。知的障害者更生相談所等に配置され、知的障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う
	婦人相談員	売春防止法 に基づく。都道府県知事または市長が委嘱する。婦人相談所や福祉事務所に配置され、 要保護女子 の発見、相談、指導等のほか、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者など親密な関係にある（または関係にあった者）から振るわれる暴力）の 被害者支援 など一般女性に対する業務も行う					
	身体障害者福祉司	身体障害者福祉法 に基づく。身体障害者更生相談所等に配置され、身体障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う					
	知的障害者福祉司	知的障害者福祉法 に基づく。知的障害者更生相談所等に配置され、知的障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う					
	正						
	<table><tr><td>女性相談支援員</td><td>女性支援新法に基づく。都道府県（女性相談支援センター（→P.111）を設置する指定都市を含む）に配置され、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、相談に応じるほか、専門的技術に基づいて必要な援助を行う</td></tr><tr><td>身体障害者福祉司</td><td>身体障害者福祉法に基づく。身体障害者更生相談所等に配置され、身体障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う</td></tr><tr><td>知的障害者福祉司</td><td>知的障害者福祉法に基づく。知的障害者更生相談所等に配置され、知的障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う</td></tr></table>	女性相談支援員	女性支援新法 に基づく。 都道府県 （女性相談支援センター（→P.111）を設置する指定都市を含む）に配置され、 困難な問題を抱える女性 について、その発見に努め、相談に応じるほか、 専門的技術に基づいて必要な援助を行う	身体障害者福祉司	身体障害者福祉法 に基づく。身体障害者更生相談所等に配置され、身体障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う	知的障害者福祉司	知的障害者福祉法 に基づく。知的障害者更生相談所等に配置され、知的障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う
	女性相談支援員	女性支援新法 に基づく。 都道府県 （女性相談支援センター（→P.111）を設置する指定都市を含む）に配置され、 困難な問題を抱える女性 について、その発見に努め、相談に応じるほか、 専門的技術に基づいて必要な援助を行う					
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法 に基づく。身体障害者更生相談所等に配置され、身体障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う						
知的障害者福祉司	知的障害者福祉法 に基づく。知的障害者更生相談所等に配置され、知的障害者に関する専門的な知識・技術を必要とする業務を行う						

〈参考〉 女性支援新法（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」） 第11条第1項

頁	誤
P.114 チャレンジ○ ×問題	Q 2 婦人相談員は、配偶者のない者で現に児童を扶養している者および寡婦に対して相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行う。
	正
	Q 2 女性相談支援員は、配偶者のない者で現に児童を扶養している者および寡婦に対して相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行う。

本問の解答・解説 (P.132) はママで OK です

P.120

頁	誤
P.120 1 つ目の表	実施主体 都道府県および指定都市社会福祉協議会 (窓口業務は市町村社会福祉協議会などで行っている)
	正
	実施主体 都道府県または指定都市の社会福祉協議会 (窓口業務は市町村社会福祉協議会などで行っている)

〈参考〉下記資料の P.2 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1119-7e.pdf>

P.128

頁	誤
P.128 図 タイトル	■相談援助（ソーシャルワーク）の展開過程
	正
	■相談援助の展開過程

P.132

頁	誤
P.132 解答・解説	◆社会福祉の計画、行政機関・施設、社会福祉事業 (P.112) Q 1 × 婦人相談所は都道府県に設置義務がある。指定都市は設置できるとされているが (任意設置)、それ以外の市町村の設置については定められていない / Q 2 ○
	正
	◆社会福祉の計画、行政機関・施設、社会福祉事業 (P.112) Q 1 × 女性相談支援センターは女性支援新法 (正式名称「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」) に基づいて設置される / Q 2 ○

第6章 保育の心理学

P.141

頁	誤	
P.141 表	社会的参照	1歳前後の子どもが、ある特定の行動をとろうとする際、それが正負いずれの価値をもつのか、どのように行動すべきかなどについて、親しい大人の感情的サイン（表情、声色、しぐさ等）から読み取ろうとすること。三項関係（→p.142）に基づく
	正	
	社会的参照	1歳前後の子どもが、ある特定の行動をとろうとする際、それが正負いずれの価値をもつのか、どのように行動すべきかなどについて、親しい大人の感情的サイン（表情、声色、しぐさ等）から読み取ろうとすること

以下トル

第7章 子どもの保健

P.180

頁	誤
P.180 表のタイトル	■消毒液の種類（アルコール類と塩素系消毒薬）
	正
	■消毒薬の種類（アルコール類と塩素系消毒薬）

第8章 子どもの食と栄養

P.200

頁	誤												
P.200 表	■離乳食の進め方の目安（「授乳・離乳の支援ガイド」より） <table><tr><th>時期</th><th>食べ方の目安</th><th>調理形態・食品・摂取機能</th></tr><tr><td>離乳初期 生後 5～6か月</td><td> ・哺乳反射（→P.162）の減弱などが離乳開始の目安 ・子どもの様子を見ながら、1日1回、1さじずつ開始 ・母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える </td><td> ・なめらかにすりつぶした状態 ・つぶしがゆから始め、すりつぶした野菜等も試してみる ・慣れてきたら、つぶした豆腐や白身魚、卵黄を試してみる ・口を閉じて取り込みができる </td></tr></table> 正 ■離乳の進め方の目安（「授乳・離乳の支援ガイド」より） <table><tr><th>時期</th><th>食べ方の目安</th><th>調理形態・食品・摂取機能</th></tr><tr><td>離乳初期 生後 5～6か月</td><td> ・哺乳反射（→P.162）の減弱などが離乳開始の目安 ・子どもの様子を見ながら、1日1回、1さじずつ開始 ・母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える </td><td> ・なめらかにすりつぶした状態 ・つぶしがゆから始め、すりつぶした野菜等も試してみる ・慣れてきたら、つぶした豆腐や白身魚、卵黄を試してみる ・口を閉じて取り込みができる </td></tr></table>	時期	食べ方の目安	調理形態・食品・摂取機能	離乳初期 生後 5～6か月	・哺乳反射（→P.162）の減弱などが離乳開始の目安 ・子どもの様子を見ながら、1日1回、1さじずつ開始 ・母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える	・なめらかにすりつぶした状態 ・つぶしがゆから始め、すりつぶした野菜等も試してみる ・慣れてきたら、つぶした豆腐や白身魚、卵黄を試してみる ・口を閉じて取り込みができる	時期	食べ方の目安	調理形態・食品・摂取機能	離乳初期 生後 5～6か月	・哺乳反射（→P.162）の減弱などが離乳開始の目安 ・子どもの様子を見ながら、1日1回、1さじずつ開始 ・母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える	・なめらかにすりつぶした状態 ・つぶしがゆから始め、すりつぶした野菜等も試してみる ・慣れてきたら、つぶした豆腐や白身魚、卵黄を試してみる ・口を閉じて取り込みができる
時期	食べ方の目安	調理形態・食品・摂取機能											
離乳初期 生後 5～6か月	・哺乳反射（→P.162）の減弱などが離乳開始の目安 ・子どもの様子を見ながら、1日1回、1さじずつ開始 ・母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える	・なめらかにすりつぶした状態 ・つぶしがゆから始め、すりつぶした野菜等も試してみる ・慣れてきたら、つぶした豆腐や白身魚、卵黄を試してみる ・口を閉じて取り込みができる											
時期	食べ方の目安	調理形態・食品・摂取機能											
離乳初期 生後 5～6か月	・哺乳反射（→P.162）の減弱などが離乳開始の目安 ・子どもの様子を見ながら、1日1回、1さじずつ開始 ・母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える	・なめらかにすりつぶした状態 ・つぶしがゆから始め、すりつぶした野菜等も試してみる ・慣れてきたら、つぶした豆腐や白身魚、卵黄を試してみる ・口を閉じて取り込みができる											

P.215

頁	誤
P.215 表下の本文	●容器包装された加工食品の場合、卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生の7品目は、アレルギー表示を義務付ける特定原材料とされている。
	正
	●容器包装された加工食品では卵、乳、小麦、えび、かに、くるみ、そば、落花生の8品目がアレルギー表示を義務付ける特定原材料とされている。

〈参考〉 食品表示基準 第3条第2項、別表第14

以上